

安全管理方針

2009.1.18 策定
2010.1.24 改定
2011.1.30 改定
2012.1.29 改定
2013.1.27 改定
2021.1.1 改定
2022.1.16 改定

この方針は、団則第3条の目的を達成するために行う団則第4条の活動において、安全に行うことを最優先とし、団員・指導者・保護者・OB コーチが遵守すべき最低限の必須事項について、以下のとおり定めるものである。

1、はじめに

三篠スタンディングベアーズ(以下「本団」という)の活動は、全てにおいて安全を最優先する。

当該安全管理方針は、団員・指導者・保護者・OB コーチ(以下「団員等」という)がグラウンド内はもとより、グラウンド外・移動中においても遵守すべき事項であり、異常を発見した場合は、速やかに現場責任者等に報告することとする。

2、練習時における安全管理

(1) 基本的事項

- ① 常に団員の心と体の健康状態を把握し、その変化に注意を払う。
- ② 練習内容は、団員個々のレベルに合った無理のないものとする。
- ③ 団員等は、スポーツ障害保険に加入(団則第8条)するものとする。

(2) 練習時の注意事項

- ① 練習の開始時及び各休憩後等の練習再開時は、団員の体調を確認し、練習の目的及び方法、注意点等を説明して開始することとする。
- ② 適時、休憩及び水分補給を実施することとし、特に夏場など気温が高い時期は団員の状態を注視し、適宜追加して実施する。
- ③ バットを使用する練習時は、特に注意が必要で、以下に示す事項を遵守する。
 - ア 指導者が団員に練習内容を説明したのちに使用させる。
 - イ 素振りを含め、基本的にヘルメットを着用させる。
 - ウ 指導者等が付き添い、団員自身で周囲の安全確認を行わせる。
 - エ セットアップ・ティーバッティングのボールトスは指導者等が行う。
- ④ 団員が捕手を行う場合は、必ずキャッチャー用ヘルメット・マスク・プロテクター・レガースを着用させる。ただし、夏場など気温が高い時期等に指導者等が別に指示する場合は、この限りではない。
- ⑤ 夕暮れ時やナイター練習時は、団員一人一人にボールの見え具合を確認する。

3、移動時における安全管理

(1) 基本的事項

- ① 時間に余裕をもって出発し、安全運転を行う。
- ② 法定速度での運転、シートベルトの全席着用等、交通法規の遵守を徹底する。
- ③ 運転者は、前日の過度な飲酒は控え、十分な睡眠をとる。

(2) 事前準備時の注意事項

- ① 天気情報を確認する。
- ② 各運転者等は、目的地までのルートを相互に確認し、特段の理由がない限り同ルートでの移動に努め、事故、故障、病気などの不測の事態が発生した際に備える。
- ③ 行楽時期、冬季における悪天候など、交通の乱れの恐れがある場合は、交通情報の収集を行い、安全かつ円滑な行程となるよう努める。

(3) 配車時の注意事項

- ① 助手席は、道案内、電話連絡、団員の健康管理、有事の際の危害防止のため、大人が乗車することとする。
- ② 車酔いを起こしやすい団員は、ビニール袋の持参、酔い止め薬を服用させ、窓側席への乗車、同保護者の車出し等の配慮を行う。
- ③ 全ての移動はチームでの全体行動とする。ただし、特段の理由がある場合は、現場責任者に許可を得ることとする。

4、緊急時における安全管理

(1) 基本的事項

- ① 本団活動中に、団員等に怪我、病気、交通事故が発生した場合は、直ちに必要な応急処置を行い、必要に応じて警察及び消防(救急車)に連絡を行う。
- ② 上記①を実施後、必要に応じて下記に従い報告・連絡を実施する。

→ 代表 → 副代表(必要に応じて)
発見者 → 現場責任者(※1) → 事務局長 → 事務局(保険担当等)
→ 保護者会長 → 保護者

(※1) 現場責任者…監督、ヘッドコーチ、ベンチコーチ、ジュニア監督、ジュニアヘッドコーチ、ジュニアコーチ、水曜練習コーチ、OBコーチのうち最も上席のもの

- ③ 保護者は、団員の怪我や病気に速やかに対処するため、いつでも連絡が取れる態勢を取るとともに、有事の際は速やかに迎え(代理を含む)を行うこととする。

5、感染症における安全管理

(1) 基本的事項

- ① 地域において、感染症法に定める疾患(法制定前の新型のものを含む)が発生した場合は、指導者及び団世話役が団活動の継続について審議を行う。
- ② ①の審議の結果は、保護者会長を通じ、保護者あてに通達する。

(2) 活動時の注意事項

- ① 感染予防のため、手指消毒、うがい、マスクの着用、体温管理等の必要な対応を講ずる。
- ② 団員等が感染症への感染の疑いが生じた場合は、速やかに医療機関で診察を受けるとともに、自ら団活動の自粛を行い、まん延防止に努める。
- ③ 団員等が感染した場合は、速やかに監督へ連絡し、治癒するまでの間、団の活動に参加させない。なお、治癒とは、監督による医療機関の治癒証明書の確認をもって治癒とみなす。
- ④ 学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖の措置が講じられた場合は、当該学校、学年、学級に属する団員はそれが解除させるまでの間は、たとえ健康な状態であっても団の活動に参加させない。
- ⑤ 指導者、保護者、OB コーチが属する会社等が感染症を理由に休業等の措置を講じられた場合は、当該指導者、保護者、OB コーチは団の活動に参加させない。

6、その他

- ・ 活動に関係のない、学校等の遊具の使用を禁止する。
- ・ 水曜ナイター練習時は、交通事故や誘拐防止のため、必ず保護者(代理を含む)が送迎を行う。